1,200点以上の者であることとし、構成員のうち代表者及び出資比率が第２位の構成員は、「プレストレストコンクリート工事」に係る客観点数が1,000点以上の者であること。

㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　構成員のうち代表者は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の①及び③に掲げる工事の施工実績を有することとし、その他の構成員は①から⑦に掲げる工事のいずれかの施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の⑤及び⑥に掲げる工事の施工実績（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）を有すること。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

①　鉄道橋りょう又は鉄道高架橋の下部工新設工事
②　橋りょう又は高架橋の下部工新設工事
③　鉄道ＰＣ連続箱桁新設工事
④　ＰＣ上部工新設工事
⑤　鉄道土路盤新設工事
⑥　ケーソン工による橋りょう基礎又は高架橋基礎の新設工事
⑦　ケーソン工による新設工事

※　鉄道工事とは、鉄道構造物等設計標準に基づき設計された鉄道構造物の工事をいう。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、令和６年度及び令和７年度にしゅん功し引渡し済みの工事種類「土木」及び「土木工事」並びに「プレストレストコンクリート」及び「プレストレストコンクリート工事」における工事成績評定点の平均が、２年連続で60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工期の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①及び③に掲げる工事の施工経験を有することとし、その他の構成員は⑶の①から⑦に掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。なお、⑶に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同様とする。専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験
要件㋐　①鉄道橋りょう又は鉄道高架橋の下部工新設工事
代要件㋐　②橋りょう又は高架橋の下部工新設工事
要件㋑　③鉄道ＰＣ連続箱桁新設工事
代要件㋑　④ＰＣ上部工新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　「工事目的物の性能及び機能の向上に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⑿　ＶＥ提案に係る具体的な施工計画が適正であること。ＶＥ提案に係る具体的な施工計画の提出にあたって、標準案と異なる施工方法（ＶＥ提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合には、標準案に基づいて施工する意思があるものとみなします。また、ＶＥ提案を行わずに標準案に基づいて施工しようとする場合は、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。

⒀　入札参加者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第８条の規定に抵触する行為を行わない旨の誓約書を５⑶の申請書及び資料とともに提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。ただし、総合評価に関する技術提案のうち、４　ＶＥ提案として採用されたものは、技術提案評価の対象としないものとする。なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

・工程確保や安全対策に配慮した施工計画（環境保全に係る提案を除く）